

公 告

大山町告示第218号

大山町農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を次により縦覧に供する。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者（大山町の住民に限る。）は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定に基づき令和6年12月27日までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定に基づき、令和6年12月27日の翌日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和6年11月28日

大山町長 竹 口 大 紀



1 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧期間

自 令和6年11月28日
至 令和6年12月27日

2 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧場所

大山町役場 中山支所 農林水産課（大山町赤坂66）

3 意見書の提出先及び異議の申出先

大山町役場 中山支所 農林水産課

4 意見書の提出に当たっての留意事項

- （1）期間を過ぎての意見書の提出は受付できない。
- （2）電話での意見は受付できない。
- （3）意見書を提出するものが個人の場合にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名、代表者及び事務所の所在を記載すること。

5 提出された意見書の取扱い

- （1）提出された意見書の内容は原則公表するが、特定の個人を識別しうる個人情報、財産権等